

倫理規程

(理念)

第1条 会員及び会員外は、取引の関係者に対し信義を旨とし、誠実にその業務を行い、不動産流通業務における倫理の高揚に努め、公正な取引を推進し、もって依頼者の利益保護に寄与しなければならない。

(業法等の遵守)

第2条 会員及び会員外は、宅地建物取引業法、その他の関連法令及び一般社団法人沖縄県不動産流通機構（以下「本流通機構」という。）の諸規程等を遵守しなければならない。

(積極的参加義務)

第3条 会員及び会員外は本流通機構事業の目的・理念及び内容を理解し、本流通機構の規程に基づき物件取引を公平・公正に行なわなければならない。

(信頼性の確保)

第4条 会員及び会員外は不動産媒介業務において不当表示、誇大広告、詐欺、事実の隠ぺい、その他の倫理規程違反行為を排除し、正確な情報提供を行い、依頼者の利益の保護と不動産流通の健全な発展に努めなければならない。

2 会員及び会員外は正しい登録行為を行い、登録システム機能と意義を維持し、物件内容の信頼性の向上に努めなければならない。

(専門的知識の取得)

第5条 会員及び会員外は、不動産取引の専門家としての適切な助言を与える事が出来るように、不動産業務に影響を及ぼす幅広い知識の習得と高度な取引倫理を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 会員及び会員外並びに従業員は、業務上知り得た秘密を正当なる理由なくして他にもらしてはならない。退会後も同様とする。

(誠実と協力義務)

第7条 会員及び会員外は本流通機構から取得した物件情報・成約情報を適正に取り扱い、情報交換事業の適正な運用、会員間取引の円滑化を図らねばならない。

(損害の補償)

第8条 会員及び会員外は、諸規程等の違反行為によって他の会員又は取引関係者に損害を与えた場合は、速やかにその損害の補償に努めなければならない。

附 則

1. この倫理規程は、平成24年12月11日から施行する。